

地方からの提案個票

<各府省第1次回答まで>

通番	ヒアリング事項	個票のページ
49-①	都道府県経由事務の見直し(競輪に係る開催届)	1~2
30	甲種農地の転用等の許可に係る要件の緩和	3~6
45	河川管理施設の維持又は操作等の委託を受けることができる者の要件の見直し	7~8
32	地方公共団体が独自に整備した住宅の公営住宅への転用を可能とする規制緩和	9~14

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

71

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

自転車競技法の開催届出に係る都道府県経由事務の廃止

提案団体

富山県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

自転車競技法の開催届出に係る都道府県経由事務の廃止

具体的な支障事例

競輪施行者である市町村が競輪を開催しようとするときは都道府県知事及び所轄経済産業局長を経由して経済産業大臣に届け出ることとなっている。

しかし、都道府県の事務と、市町村の実施する競輪事業との関係性は非常に薄いため、開催届出を都道府県知事経由とすることの必要性は極めて乏しく、非効率になっている。

本県では、年間平均6件程度の開催届出に対して形式確認を行った上で、所轄経済産業局に送付しているが、これまで書類不備等を指摘した事例もなく、実質的に形骸化している経由事務を行っている状況にある。

また、施設等改善競輪(自転車競技法施行規則第18条)及び市町村が実施するオートレースの開催届出(小型自動車競走法第4条)は所轄経済産業局長を経由して経済産業大臣に届け出ることになっており、都道府県知事の経由は不要となっている。

なお、競馬法及びモーターボート競走法については、開催届出に関する規定は存在しない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県の経由事務処理負担の削減につながる。

競輪施行者である市町村において、便宜上提出している都道府県分の開催届出(都道府県控分)の提出が不要となる。

また、届出内容の訂正等を所轄経済産業局と直接やりとりすることが可能となることから、事務負担の軽減・処理日数の短縮化につながる。

根拠法令等

自転車競技法第2条

自転車競技法施行規則第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、川崎市、大阪府、広島県、愛媛県、大分県

○ 本県においても、年間平均5件程度の開催届出に対して形式確認を行った上、所轄経済産業局に送付して

いるが、これまで書類不備等を指摘した事例もなく、単に経由事務を行っている状況にあり、都道府県にとって経由事務は負担となっている。また、都道府県の事務と、市町村の実施する競輪事業との関係性は非常に薄い
ため、事務処理が廃止されることによって都道府県に支障を来すこともない。都道府県の経由事務を廃止する
方が、届出内容の訂正等がある際に所轄経済産業局と市町村が直接やりとりすることで事務負担の軽減・処理
日数の短縮化につながるため、制度改正は必要である。

○ 本県においても、年間4件程度の開催届けがなされ、形式確認を行った上で所轄経済産業局に送付してい
るが、これまで書類不備を指摘した事例はここ数年なく、実質的に経由事務を行っている状況である。制度改正
により、都道府県の経由事務処理負担の削減につながるほか、競輪施行者である市町村においても都道府県
に提出する開催届出書類の削減ができ、一連の事務負担の軽減及び処理日数の短縮化が期待できる。

○ 本県では、年間平均5件程度の開催届出に対し、所轄経済産業局への進達を行っている。しかしながら、富
山県からの意見同様、県の事務と市町の実施する競輪事業との関係性は非常に薄い
ため、開催届出を都道府県知事経由とすることの必要性は極めて乏しく、経由事務は実質的には形骸化している状況にある。加えて、開
催届の文書は量が多く、送付にあたり、競輪施行者である市町、経由事務を行っている県双方の負担が大き
い。

○ 都道府県の経由を廃止することで、本市から経済産業省へ到達する期間が短縮でき、開催計画確定から国
への提出期限までの事務処理可能期間に余裕が持てることから、事務のミス等のを軽減することができると思
われる。

各府省からの第1次回答

本件については、具体的な支障事例を踏まえて検討していきたいと考えている一方、競輪場の設置や移転に
ついては、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴いたうえで許可している実状も踏まえると、一部の団体から
の要望のみではなく、全国知事会・全国市長会・全国町村会等からの意見も考慮したうえで慎重に対応させてい
ただきたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

87

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

甲種農地の転用等の許可に係る土地収用法関連要件の緩和

提案団体

宮城県、広島県

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

甲種農地に係る転用等の許可について、現行、土地収用法第26条第1項の規定による告示が要件とされているが、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる場合に係る転用等については、土地収用法第26条第1項の規定による告示要件を、不要としていただきたい。

具体的な支障事例

本県において施行する都市公園(広域防災拠点)整備に伴い、貨物駅の移転が必要となっているが、当該貨物駅の移転予定地が甲種農地となっている。

これまでの説明会において、当該甲種農地の提供に反対する土地所有者はおらず、取得自体は円滑に行える見込みだが、甲種農地の転用のためには、土地収用法第26条第1項の規定に基づく事業認定の告示が必要となる。

そのため、土地収用法に基づく事業認定について、東北地方整備局に相談を行ったが、地方整備局からは反対者がいない場合の事業認定はできない旨の意見があった。

すなわち、現行制度では、事業への反対者がいない場合は、結果的に甲種農地の転用許可ができないという制度の欠陥があるため、事業の円滑な実施に支障をきたしている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

反対者等の存在により強制収用が必要な場合のみ農地転用可能という状態が解消され、事業の公益性によって農地転用の可否を判断できるようになるため、円滑な事業の推進を図ることができる。

根拠法令等

農地法第4条第2項、第5条第2項
農地法施行規則第37条
土地収用法第20条、第26条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福井県、高松市

〇当市においては今のところ支障事例は生じていないが、提案団体の具体的な支障事例にあるとおり、制度の欠陥という指摘に同感である。農地法施行規則第37条第1項第1号に規定する「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」を甲種農地にも適用できるようにすることで、公益性の高い

事業を円滑に推進することが可能となり、賛成である。

各府省からの第1次回答

【農林水産省】

農地法において、第1種農地は、おおむね10ha以上のまとまりがあるなど良好な営農条件を備えている農地とされている。このうち、都市計画法において市街化を抑制すべきとされている市街化調整区域内の農地であつて、高性能農業機械による営農に適しているなど特に生産性の高い農地については、甲種農地として位置付けられている。そのような農地としての重要性に鑑み、甲種農地の転用許可については、土地収用法に基づく土地収用事業の認定を受けその旨が告示された事業に係る場合を含むごく例外的な場合に可能としている。

一方、土地収用事業は、公共の利益となるものとして土地収用法に掲げられた一定の種類の土地収用該当事業について、認定を受けて行うものであり、土地の強制的な収用を可能とする事業の性質上、認定を受けた事業については、高い必要性とともに、事業が実施される確実性が認められる。

このような土地収用法上の考え方がある中、特に重要な農地である甲種農地について転用を許可する上では、高い事業の必要性、事業が実施される確実性等が求められることから、事業認定の告示を要件としているところである。一方、土地収用該当事業に当たるとのことのみでは、具体の事業の高い必要性や事業実施の確実性が認められないことから、御提案のように当該要件を廃止することは適切ではない。

なお、国土交通省に確認したところ、認定申請時点での土地の権利者の事業に対する賛否にかかわらず、起業者の申請に係る事業について、その用地内に起業者の取得していない土地があり、土地収用法第20条各号に掲げる事業認定の要件を満たす場合は、土地収用法による事業認定を受けることが可能であり、本支障事例については既に東北地方整備局と宮城県との間で事業認定申請に向けた相談が開始されているところである。

【国土交通省】

(土地収用法に基づく事業認定について)

土地の権利者の事業に対する賛否にかかわらず、起業者の申請に係る事業について、その用地のうちに起業者の取得していない土地があり、土地収用法第20条各号に掲げる要件を満たす場合は、土地収用法による事業認定を受けることが可能である。

なお、支障事例に挙げられている事案についても、その用地の一部に起業者の取得していない土地があることから、東北地方整備局と宮城県との間で事業認定申請に向けた相談が既に開始されているところであるが、上記の趣旨を徹底するため、各事業認定庁あてに周知することとする。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

87

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

甲種農地の転用等の許可に係る土地収用法関連要件の緩和

提案団体

宮城県、広島県

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

甲種農地に係る転用等の許可について、現行、土地収用法第26条第1項の規定による告示が要件とされているが、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる場合に係る転用等については、土地収用法第26条第1項の規定による告示要件を、不要としていただきたい。

具体的な支障事例

本県において施行する都市公園(広域防災拠点)整備に伴い、貨物駅の移転が必要となっているが、当該貨物駅の移転予定地が甲種農地となっている。

これまでの説明会において、当該甲種農地の提供に反対する土地所有者はおらず、取得自体は円滑に行える見込みだが、甲種農地の転用のためには、土地収用法第26条第1項の規定に基づく事業認定の告示が必要となる。

そのため、土地収用法に基づく事業認定について、東北地方整備局に相談を行ったが、地方整備局からは反対者がいない場合の事業認定はできない旨の意見があった。

すなわち、現行制度では、事業への反対者がいない場合は、結果的に甲種農地の転用許可ができないという制度の欠陥があるため、事業の円滑な実施に支障をきたしている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

反対者等の存在により強制収用が必要な場合のみ農地転用可能という状態が解消され、事業の公益性によって農地転用の可否を判断できるようになるため、円滑な事業の推進を図ることができる。

根拠法令等

農地法第4条第2項、第5条第2項
農地法施行規則第37条
土地収用法第20条、第26条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福井県、高松市

〇当市においては今のところ支障事例は生じていないが、提案団体の具体的な支障事例にあるとおり、制度の欠陥という指摘に同感である。農地法施行規則第37条第1項第1号に規定する「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」を甲種農地にも適用できるようにすることで、公益性の高い

事業を円滑に推進することが可能となり、賛成である。

各府省からの第1次回答

【農林水産省】

農地法において、第1種農地は、おおむね10ha以上のまとまりがあるなど良好な営農条件を備えている農地とされている。このうち、都市計画法において市街化を抑制すべきとされている市街化調整区域内の農地であつて、高性能農業機械による営農に適しているなど特に生産性の高い農地については、甲種農地として位置付けられている。そのような農地としての重要性に鑑み、甲種農地の転用許可については、土地収用法に基づく土地収用事業の認定を受けその旨が告示された事業に係る場合を含むごく例外的な場合に可能としている。

一方、土地収用事業は、公共の利益となるものとして土地収用法に掲げられた一定の種類の土地収用該当事業について、認定を受けて行うものであり、土地の強制的な収用を可能とする事業の性質上、認定を受けた事業については、高い必要性とともに、事業が実施される確実性が認められる。

このような土地収用法上の考え方がある中、特に重要な農地である甲種農地について転用を許可する上では、高い事業の必要性、事業が実施される確実性等が求められることから、事業認定の告示を要件としているところである。一方、土地収用該当事業に当たるといふことのみでは、具体の事業の高い必要性や事業実施の確実性が認められないことから、御提案のように当該要件を廃止することは適切ではない。

なお、国土交通省に確認したところ、認定申請時点での土地の権利者の事業に対する賛否にかかわらず、起業者の申請に係る事業について、その用地内に起業者の取得していない土地があり、土地収用法第20条各号に掲げる事業認定の要件を満たす場合は、土地収用法による事業認定を受けることが可能であり、本支障事例については既に東北地方整備局と宮城県との間で事業認定申請に向けた相談が開始されているところである。

【国土交通省】

(土地収用法に基づく事業認定について)

土地の権利者の事業に対する賛否にかかわらず、起業者の申請に係る事業について、その用地のうちに起業者の取得していない土地があり、土地収用法第20条各号に掲げる要件を満たす場合は、土地収用法による事業認定を受けることが可能である。

なお、支障事例に挙げられている事案についても、その用地の一部に起業者の取得していない土地があることから、東北地方整備局と宮城県との間で事業認定申請に向けた相談が既に開始されているところであるが、上記の趣旨を徹底するため、各事業認定庁あてに周知することとする。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

85

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

河川管理施設の維持又は操作等の委託をうけることができる者の要件の見直し

提案団体

宮城県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

河川法第99条、河川法施行規則第37条の6において、河川管理施設の操作等は地方公共団体、河川協力団体又は河川の維持管理に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人とされているが、地域の実情に応じてそれ以外の地元自治会や企業等にも委託可能となるようにしていただきたい。

具体的な支障事例

水門や陸閘等の河川管理施設については、市町村又は河川法施行規則第37条の6の要件を満たす団体(河川協力団体又は河川の管理に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人)に限られている。当県においては、フェンスで囲まれた一般企業が所有する土地を通らなければならない位置に整備した陸閘があり、災害時等には当該企業への確認、開錠依頼等を行わなければならないが、県又は委託を受けた市町村等が迅速に対応することができない。

また、災害発生時に迅速に対応するためには、水門、陸閘付近の地元自治会や企業に操作を委託することが有効な対策と考えられるが、当該規定で委託先が限定されていることにより、そのような対策を講じることができない状況である。

なお、海岸施設の水門・陸閘の操作については、法令で委託先まで限定されておらず、「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」において地域の実情に応じて委託先を決定できるようになっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

災害発生時に、より迅速・円滑な対応が可能となり、被害の防止、軽減を図ることができる。

根拠法令等

河川法第99条

河川法施行規則第37条の6

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

埼玉県、新潟市、福井市、長崎県

○平成19年に本県は内閣府に「公共サービス基本方針の見直しに関する要望」でも、民間委託を提案した。しかし、排水機場の操作は操作規則により、定められ、創意工夫を図る余地がなく、民間による創意工夫を目指している公共サービス改革法に合致しないという理由と公共性が極めて高い性質のため、官が責任をもって実施するものであるという理由から実現しなかった。現状でも、年々、県及び市職員が削減されており、管理体制が

厳しい。官が責任を持った条件で、民間操作委託などが可能となれば、河川管理施設の管理体制の選択肢がひろがる。

○本市の管理河川は、延長 1.65kmの準用河川 1 本のみであり、水門や陸閘等の河川管理施設がないため、現時点で支障事例はない。しかしながら、地域の実情に応じて、委託先が決定できるように要件を見直すことには同意できる。

○災害発生時に迅速に対応し、浸水被害の軽減を図るためには、地元事情に精通した水門、陸閘付近の地元自治会や企業に操作を委託し、連絡・協力体制を構築することが有効な対策と考えられるため、制度改正は必要であるとする。

各府省からの第 1 次回答

河川の水門、排水機等の操作は、上流の降雨状況や下流の水位など流域の状況を把握した上で、本川支川の逆流防止を図るために内外水位差を確認しながら操作のタイミングを判断する必要があるなど、流域に大きな影響を及ぼすため、河川管理者により適正に操作が行わなければならない、また河川管理者が終局的な責任を負わなければならない。

河川法第 99 条及び同法施行令第 54 条において、「水門、排水機等の操作を伴う施設」のうち、当該施設の操作の及ぼす影響が委託しようとする地方公共団体の区域に限られるものについては、例外的に当該地方公共団体にのみ操作を委託する事が出来ることを認めている。この場合は、当然委託を受けた地方公共団体が責任を負うことになる。

一方、河川管理者の責任の下、民間企業等に操作にかかる作業をさせる方法としては、個人を施設操作員として委嘱を行うものや、契約により民間企業が操作の補助を行う業務を実施するものがある。これらは、河川法で禁止しているものではない。

したがって、本提案及び追加提案の求めるような課題についても、現行制度の中で対応可能と考える。

ただし、上記の方法等により、河川管理者以外の者に河川管理施設の操作にかかる作業をさせる場合であっても、本来管理者である河川管理者が自ら操作できる状態を担保しておくべきであり、宮城県の提案にある平常時・緊急時に直接操作できない状態は、支障事例というよりは河川管理者として責務を果たしていない状態であり、早急な改善が求められる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

60

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

公営住宅法第47条に規定されている「管理代行制度」の拡充

提案団体

掛川市、袋井市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

管理代行制度の対象が、現行法上では公営住宅法第2条第2号に掲げる公営住宅又はその共同施設に限定されている。

この条件について、改良住宅、従前居住者用賃貸住宅(再開発住宅・住環境整備モデル住宅等)や、自治体が独自に整備した住宅等についても、管理代行の適用を受けることを可能とすること。

具体的な支障事例

○国の要領や条例制定により、土地区画整理事業により建設した住宅及び、自治体が独自に整備した住宅は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、管理者が異なる可能性があるほか、同一管理者であっても委託の手の違いにより委託時期にずれが生じる可能性がある。

また、併用により協定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が煩雑になる。

○条例等により同様に管理している住宅の委託先や、手続が異なることで郵送 先等の案内が複数となり、混乱や間違いの原因になる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

○管理委託先の一元化により、協定書や仕様書様式等を一本化でき、事務手続が簡素化され事務処理コストが大幅に削減できる。

○手続の簡素化により、自治体の公営住宅管理業務のアウトソーシングが促進され、地方住宅供給公社等を中心とした広域的な住宅セーフティネットの構築(公営・特公賃・民間賃貸等)が期待できる。その一方、自治体の住宅管理業務に割かれていた人工を活用して既存ストックの改修や統廃合等、公営住宅ストックの改善促進に間接的に作用することが期待できる。

○入居者及び入居希望者側においては、各種申請や問合せ先が管理代行者に一本化され、入居者等もワンストップで手続が実施できることによる住民サービスの向上が期待できる。

根拠法令等

公営住宅法第47条、地方自治法第244条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

沼津市、浜田市、福岡市、大牟田市

- 管理代行と指定管理では、受託者が行える業務の内容に違いがあるため、窓口が管理代行者に一本化されることにより、住民サービスの向上につながることを期待される。また、管理委託先の一元化は、事務手続きの簡素化になることから、事務処理コストの削減にもつながる。
- 本市では、公営住宅とその他の種類の住宅との合築住宅や併存住宅が多数ある。改良住宅や更新住宅等は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、指定管理者の指定や協定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が煩雑になっている。
- 改良住宅において、根拠法は異なるが公営住宅同様に家賃が応能家賃であることから、公営住宅と一元管理することが望ましいため、管理代行・指定管理制度を併用し、1 管理者へ委託を行っているが業務が煩雑となっている。
- 本市では、平成21年度から市営住宅の管理方法として管理代行制度と指定管理者制度を併用した管理を住宅供給公社が行っている。公営住宅法に基づく住宅に係る事務については、指定管理者制度及び市直営で行っていたものを、管理代行制度に移行している（滞納者、不正入居者等への明渡請求事務は市直営業務）。一方で、住宅地区改良法等公営住宅法以外の住宅に係る事務については、管理代行制度に移行した公営住宅と同様の事務を引き続き指定管理者制度及び市直営で行っている。同様の事務手続きでありながら、公営住宅、公営住宅以外で管理方法が異なることは、業務の効率化の観点からすると、非効率である一面がある。市営住宅の管理については、住宅地区改良法等公営住宅法以外の住宅にも管理代行制度を導入することにより、市営住宅管理の一層の効率化、入居者サービスの向上が期待できる。また、管理代行制度の拡大は、市営住宅の管理方法の選択肢が広がることにつながり、各々の管理者の管理事務の実情に応じて、きめ細かに管理方法を設定できることが期待される。

各府省からの第1次回答

【総務省】

公営住宅法第47条第1項に基づく管理代行制度を所管する国土交通省において、検討すべきものである。

【国土交通省】

本提案は、土地区画整理事業及び自治体が独自に整備した住宅等の管理の問題であり、公営住宅法上の問題ではない。

なお、公営住宅法の公営住宅以外の住宅の管理を法人その他の団体に委託するため指定管理者制度を用いる場合にあっても、管理代行制度で公営住宅の管理を委託した地方住宅供給公社等を指定することは可能である。また、管理代行制度と指定管理者制度の手続きの違いにより、協定書や仕様書等の作成に二重の手続きがかかる点については、管理代行者と指定管理者で協定書等の内容の共通化を図る等の工夫をすることで、煩雑性の軽減、事務処理コストの削減は可能であるほか、委託時期のずれについても、指定管理に係る公募、議会手続等を十分な余裕をもって計画的に行うことで、委託時期にずれが生じないようにすることが可能である。

これらのことから、地方公共団体が独自で整備した住宅等については、管理代行制度を導入する必要性に乏しいと考える。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

60

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

公営住宅法第47条に規定されている「管理代行制度」の拡充

提案団体

掛川市、袋井市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

管理代行制度の対象が、現行法上では公営住宅法第2条第2号に掲げる公営住宅又はその共同施設に限定されている。

この条件について、改良住宅、従前居住者用賃貸住宅(再開発住宅・住環境整備モデル住宅等)や、自治体が独自に整備した住宅等についても、管理代行の適用を受けることを可能とすること。

具体的な支障事例

○国の要領や条例制定により、土地区画整理事業により建設した住宅及び、自治体が独自に整備した住宅は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、管理者が異なる可能性があるほか、同一管理者であっても委託の手の違いにより委託時期にずれが生じる可能性がある。また、併用により協定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が煩雑になる。

○条例等により同様に管理している住宅の委託先や、手続が異なることで郵送先等の案内が複数となり、混乱や間違いの原因になる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

○管理委託先の一元化により、協定書や仕様書様式等を一本化でき、事務手続が簡素化され事務処理コストが大幅に削減できる。

○手続の簡素化により、自治体の公営住宅管理業務のアウトソーシングが促進され、地方住宅供給公社等を中心とした広域的な住宅セーフティネットの構築(公営・特公賃・民間賃貸等)が期待できる。その一方、自治体の住宅管理業務に割かれていた人工を活用して既存ストックの改修や統廃合等、公営住宅ストックの改善促進に間接的に作用することが期待できる。

○入居者及び入居希望者側においては、各種申請や問合せ先が管理代行者に一本化され、入居者等もワンストップで手続が実施できることによる住民サービスの向上が期待できる。

根拠法令等

公営住宅法第47条、地方自治法第244条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

沼津市、浜田市、福岡市、大牟田市

○管理代行と指定管理では、受託者が行える業務の内容に違いがあるため、窓口が管理代行者に一本化されることにより、住民サービスの向上につながることを期待される。また、管理委託先の一元化は、事務手続きの簡素化になることから、事務処理コストの削減にもつながる。

○当市では、公営住宅とその他の種類の住宅との合築住宅や併存住宅が多数ある。改良住宅や更新住宅等は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、指定管理者の指定や協定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が煩雑になっている。

○改良住宅において、根拠法は異なるが公営住宅同様に家賃が応能家賃であることから、公営住宅と一元管理することが望ましいため、管理代行・指定管理制度を併用し、1 管理者へ委託を行っているが業務が煩雑となっている。

○当市では、平成21年度から市営住宅の管理方法として管理代行制度と指定管理者制度を併用した管理を住宅供給公社が行っている。公営住宅法に基づく住宅に係る事務については、指定管理者制度及び市直営で行っていたものを管理代行制度に移行している（滞納者、不正入居者等への明渡請求事務は市直営業務）。一方で、住宅地区改良法等公営住宅法以外の住宅に係る事務については、管理代行制度に移行した公営住宅と同様の事務を引き続き指定管理者制度及び市直営で行っている。同様の事務手続きでありながら、公営住宅、公営住宅以外で管理方法が異なることは、業務の効率化の観点からすると、非効率である一面がある。市営住宅の管理については、住宅地区改良法等公営住宅法以外の住宅にも管理代行制度を導入することにより、市営住宅管理の一層の効率化、入居者サービスの向上が期待できる。また、管理代行制度の拡大は、市営住宅の管理方法の選択肢が広がることにつながり、各々の管理者の管理事務の実情に応じて、きめ細かに管理方法を設定できることが期待される。

各府省からの第1次回答

【総務省】

公営住宅法第47条第1項に基づく管理代行制度を所管する国土交通省において、検討すべきものである。

【国土交通省】

本提案は、土地地区画整理事業及び自治体が独自に整備した住宅等の管理の問題であり、公営住宅法上の問題ではない。

なお、公営住宅法の公営住宅以外の住宅の管理を法人その他の団体に委託するため指定管理者制度を用いる場合にあっても、管理代行制度で公営住宅の管理を委託した地方住宅供給公社等を指定することは可能である。また、管理代行制度と指定管理者制度の手続きの違いにより、協定書や仕様書等の作成に二重の手続きがかかる点については、管理代行者と指定管理者で協定書等の内容の共通化を図る等の工夫をすることで、煩雑性の軽減、事務処理コストの削減は可能であるほか、委託時期のずれについても、指定管理に係る公募、議会手続等を十分な余裕をもって計画的に行うことで、委託時期にずれが生じないようにすることが可能である。

これらのことから、地方公共団体が独自で整備した住宅等については、管理代行制度を導入する必要性に乏しいと考える。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

173

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

県が独自に整備した住宅の「公営住宅」への転用

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建設・買取り・借上げに整備手法を限定している公営住宅法等の規定を改正し、特定公共賃貸住宅や、地方公共団体が独自に整備した賃貸住宅や職員住宅など、公営住宅法に基づかずに整備された住宅(以下「その他住宅」という)について、公営住宅法に基づく公営住宅への転用を可能とする。

なお、民間住宅については買取りや借上げにより公営住宅にすることができるのに対して、自己保有のその他住宅については公営住宅に転用できないとする合理的理由はないと考える。

具体的な支障事例

【現行制度】

公営住宅とは、公営住宅法により「国の補助に係るもの」と定義されており、国の補助を受けて自治体が建設したもの又は民間住宅を買い取り若しくは借り上げたものの3種類に区分される。

【本県の状況】

地域の住環境等の変化により、本県が独自に整備し、公営住宅より所得のやや高い者に供給している住宅の需要が低下している。その一方で、公営住宅に対する需要は依然として高く、その他住宅を低額所得者向けの住宅に転用することが望ましい状況が生じている。

【支障事例】

その他住宅を独自に低額所得者向け住宅とし、国土交通省の補助要綱の活用や、地方公共団体の条例等の整備によって公営住宅に準じた運用を行うことは可能ではあるが、公営住宅ではないため、公営住宅法を根拠とした運用ができない。

例えば、公営住宅法に基づく管理代行を行うことができないため、その他住宅については、引き続き指定管理者制度を用いることとなる。また、収入調査など現在の条例に規定のない事項について新たに条例に定める必要がある。

このように地方公共団体が条例等を工夫することにより対応する余地はあるものの、無用な混乱が生じ、また、事務作業量が膨大で運用上の負担が大きい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体が不要な制度設計や業務の区分等を行う必要がなくなり、制度の違いによる無用な混乱や運用上の負担が軽減される。

さらに、需要の高い公営住宅に転用することで、空室の解消につながり、地域資源の有効活用や地方公共団体の収入増も期待される。

こうした効果は、地方創生や、「経済財政運営と改革の基本方針 2017(仮称)(素案)」(H29.6.2 経済財政諮問会議)における歳入改革につながると考える。

根拠法令等

公営住宅法第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

<p>本提案は、提案団体である埼玉県が独自に整備した住宅について公営住宅法上の特例を活用したいというものであり、埼玉県が独自に整備した住宅の管理の問題であり、公営住宅法上の問題ではない。</p>

<p>なお、公営住宅法の公営住宅以外の住宅の管理を法人その他の団体に委託するため指定管理者制度を用いる場合にあっても、管理代行制度で公営住宅の管理を委託した地方住宅供給公社等を指定することは可能である。さらに、管理代行制度と指定管理者制度の手続きの違いにより、協定書や仕様書等の作成に二重の手続きがかかる点については、管理代行者と指定管理者で協定書等の内容の共通化を図る等の工夫をすることで、煩雑性の軽減、事務処理コストの削減は可能であるほか、管理代行制度と指定管理者制度の手続きの違いによる委託時期のずれについても、指定管理に係る公募、議会手続等を十分な余裕をもって計画的に行うことで、委託時期にずれが生じないようにすることが可能である。</p>
--

<p>これらのことから、地方公共団体が独自で整備した住宅等については、管理代行制度を導入する必要性に乏しいと考える。</p>
--